

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 使途不明金と使途秘匿金

Q：使途不明金や使途秘匿金という言葉を知りますが、税務上どのような違いがあるのでしょうか。

A：使途不明金が損金不算入のうえ所得に課税されるのに対して、使途秘匿金は処理科目が何であれ、「支出」が課税対象となるという点が異なります。

したがって、赤字法人であっても使途秘匿金の支出があれば課税されますし、損金経理をしたものに限定されないため、仮払金や貸付金等として資産計上した場合でも使途秘匿金となるケースもあります。

【解説】

使途秘匿金に対する追加課税制度は、その支出額に対して40%の法人税が通常の法人税額に加算されるというもので、ヤミ献金や贈賄などの温床となっていた法人の使途不明金の抑制をねらいとした制裁的な重課措置です。

使途秘匿金は租税特別措置法62条で「相当の理由がなくその支出先や支出目的等を帳簿上に記載していないもの」と定義されています。

一方、使途不明金についてとくに明文の規定はありませんが、一般に「使途が明らかでないもの、または法人が使途を明らかにしないもの」とされています。

この使途不明金については、法人税基本通達で「損金の額に算入しない」ことが明らかにされています。

